

令和6年産の需要に応じた 生産・販売の取り組みに向けて

主食用米からの転換作物の定着と産地化を進めましょう!!

●主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(令和6年3月) から抜粋)

令和5 / 6年		(単位：万 t)	令和6 / 7年		(単位：万 t)
令和5年6月末民間在庫	197		令和6年6月末民間在庫	177	
令和5年産主食用米等生産量	661		令和6年産主食用米等生産量	669	
令和5/6年主食用米等供給量計	858		令和6/7年主食用米等供給量計	846	
令和5/6年主食用米等需要量	681		令和6/7年主食用米等需要量	670	
令和6年6月末民間在庫量	177		令和7年6月末民間在庫量	176	

●福島県全体の令和6年産主食用米・非主食用米・畑作物等の作付計画

(単位：ha)				(単位：ha)				
区分	令和5年産実績 (A)	令和6年産計画 (B)	(B) - (A)	区分	令和5年産実績 (A)	令和6年産計画 (B)	(B) - (A)	
主食用米	53,100	53,100	0	麦	333	350	17	
非主食用米	飼料用米	11,722	10,900	▲822	大豆	907	1,060	153
	備蓄米	4,753	5,350	597	そば	1,500	1,550	50
	加工用米	448	500	52	飼料作物	1,598	1,600	2
	WCS	1,079	1,100	21	高収益作物	865	1,000	135
	輸出用米	142	200	58	合計	76,592	76,850	407
	その他	47	50	3				
	計	18,191	18,100	▲100				
全水稲作付面積	71,300	71,200	▲100					

注) 小数点以下の四捨五入の関係で、上記数値の単純合計とは合致しません。



令和6年産計画をみると、主食用米の面積が令和5年産の実績と同じとなっているけど、主食用米の面積を減らす必要はもうないの？

引き続き需要に応じた米づくりに取り組む必要があります。
米の消費量は毎年約10万トン、面積換算で約2万haずつ減少する見込みであり、非主食用米への転換や転換作物の産地化などに取り組む必要があります。



主食用米以外に何に取り組めばよいの？

- 主食用米以外では、
- ① 麦、大豆の畑作物、園芸作物等
 - ② 水稻では、飼料用米に限らず、備蓄米、加工用米、輸出用米等
 - ③ 飼料用米においては多収品種である「ふくひびき」や「まいひめ」等に取り組んでいきましょう。



国や県の制度を最大限活用しましょう

主食用米からの作付転換では、水田活用の直接支払交付金や経営所得安定対策（ゲタ対策）などの制度を最大限活用してください。特に飼料用米、麦、大豆、そばなどは、品質の良いものを多く生産・販売することで、より大きな額の交付金が得られます。



単位：円/10a

●主食用米と主な転換作物の手取り試算

区分		主食用米	備蓄米	飼料用米 (多収品種)		新市場 開拓用米 (輸出用米 複数年契約)	小麦		大豆		そば	
単収 (kg/10a)	①	540	540	540	690	600	250	300	150	200	60	
販売 収入	販売価格 (円/俵)	②	14,500	14,000	1,800		7,000	3,400		8,400	9,100	
	流通経費 (円/俵)	③	2,000	1,500	1,800		2,000	1,500		1,500	1,000	
	計	④=(②-③)×①+60kg (そば45kg)	112,500	112,500	0		50,000	7,917	9,500	17,250	23,000	10,800
助 成 金 等	ゲタ対策単価 (円/俵)	⑤	-	-	-		-	5,930		9,430	16,720	
	ゲタ数量払	⑥	-	-	-		-	4,708	9,650	3,575	11,433	9,293
	ゲタ面積払	⑦	-	-	-		-	20,000		20,000	13,000	
	戦略作物助成	⑧	-	-	80,000	105,000	-	35,000		35,000	-	
	産地交付金(国)	⑨	-	-	-		注4 10,000	-		-	20,000	
	コメ新市場開 拓等促進事業	⑩	-	-	-		40,000	-		-	-	
	産地交付金(県)	⑪	-	-	4,000		14,000	5,000		5,000	0	
	計	⑫=⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+ ⑩+⑪	0	0	84,000	109,000	64,000	64,708	69,650	63,575	71,433	42,293
収入合計	⑬=④+⑫	112,500	112,500	84,000	109,000	114,000	72,625	79,150	80,825	94,433	53,093	
物財費	⑭	82,114	82,114	82,114		82,114	57,917		48,241	25,492		
所得	⑮=⑬-⑭	30,386	30,386	1,886	26,886	31,886	14,707	21,233	32,584	46,192	27,601	
(参考) 労働時間 (h/10a)	⑯	21.63	21.63	21.63		21.63	3.41		5.56	3.27		

- 注1) 販売価格は、税込・包装込価格（5年産の取引を踏まえ仮置き）、流通経費は実態を考慮した価格としています。
 注2) 水稻・小麦・大豆60kg/俵、そば45kg/俵で算出しています。飼料用米は標準単収を540kg/10aと設定しています。
 注3) ゲタ対策単価は、小麦・大豆60kg当たり、そば45kg当たりの数量払平均交付単価になります。いずれも課税事業者向け単価を設定しています。
 注4) 新市場開拓用米（輸出用米複数年契約）の産地交付金（国）1万円/10aは、コメ新市場開拓等促進事業に採択された複数年契約新規1年目のみに交付されます。
 注5) 物財費、労働時間は農業経営統計調査（令和4年産、全国）（農林水産省）を参考に、本推進会議で肥料高騰に伴う物財費を試算した金額としています。
 注6) 小数点以下の四捨五入の関係で、上記数値の単純合計とは異なります。

●水田活用の直接支払交付金等の支援一覧

単位：円/10a

品目	条件	戦略作物 助成	産地交付金 (国)	産地交付金 (県)	コメ新市場 開拓等 促進事業	畑作物 産地形成 促進事業	合計
加工用米	単年	20,000	-	-	-	-	20,000
	複数年	20,000	-	14,000	-	-	34,000
	事業採択かつ複数年	-	-	14,000	30,000	-	44,000
飼料用米	一般品種・標準単収	75,000	-	-	-	-	75,000
	一般品種・標準単収+150kg	95,000	-	-	-	-	95,000
	多収品種・標準単収	80,000	-	4,000	-	-	84,000
	多収品種・標準単収+150kg	105,000	-	4,000	-	-	109,000
WCS用稲		80,000	-	-	-	-	80,000
米粉用米	標準単収	80,000	-	-	-	-	80,000
	標準単収+150kg	105,000	-	-	-	-	105,000
	事業採択の場合（リン・めん用の品種）	-	-	-	90,000	-	90,000
新市場開拓用米	事業採択なし	-	20,000	14,000	-	-	34,000
	事業採択	-	-	14,000	40,000	-	54,000
	事業採択かつ複数年	-	注4 10,000	14,000	40,000	-	64,000
麦		35,000	-	5,000	-	-	40,000
	事業採択	-	-	5,000	-	40,000	45,000
大豆		35,000	-	5,000	-	-	40,000
	事業採択	-	-	5,000	-	40,000	45,000
そば		-	20,000	-	-	-	20,000
なたね		-	20,000	-	-	-	20,000
飼料作物		35,000	-	-	-	-	35,000
	多年生牧草で収穫のみ行う年	10,000	-	-	-	-	10,000
飼料用とうもろこし		35,000	-	4,000	-	-	39,000
子実用とうもろこし	事業採択	-	-	4,000	-	40,000	44,000
高収益作物（野菜等）	事業採択	-	-	-	-	40,000	40,000

このほかに地域ごとに定める産地交付金もありますので、最寄りの地域農業再生協議会へお問い合わせください。



- 注1) 要件がそれぞれ設定されています。
 注2) 県設定分については作付実績に応じて交付単価が変更となる場合があります。
 注3) 条件の事業採択とは「コメ新市場開拓等促進事業」「畑作物産地形成促進事業」の採択を指します。
 注4) 新市場開拓用米の産地交付金（国）1万円/10aは、コメ新市場開拓等促進事業に採択された複数年契約新規1年目のみに交付されます。

飼料用米の単価変更と多収品種について

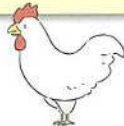
令和6年産以降、多収品種の交付単価は現行単価（数量に応じて5.5～10.5万円/10a、標準単価8.0万円/10a）が維持されますが、一般品種は段階的に引き下がります。

また、一般品種と多収品種の差は、収量が高くなるほど拡大します。

収入確保のため、多収品種への転換を進めていきましょう。

多収品種は「ふくひびき」や「夢あおば」のほか、「まいひめ」も新たに加わりました。

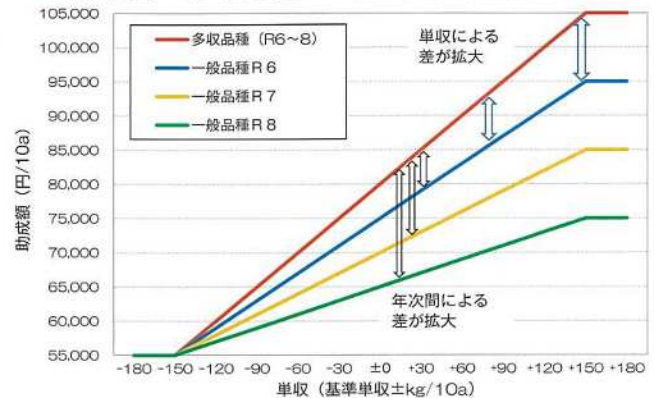
品種や栽培については、県農林事務所やJAにご相談ください。



	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	数量に応じて 5.5万円 ～9.5万円/10a (標準単価7.5万円/10a)	数量に応じて 5.5万円 ～8.5万円/10a (標準単価7.0万円/10a)	数量に応じて 5.5万円 ～7.5万円/10a (標準単価6.5万円/10a)

※標準単価とは、収穫量が地域の標準単収の場合の単価となります。

●飼料用米の多収品種と一般品種の助成額イメージ



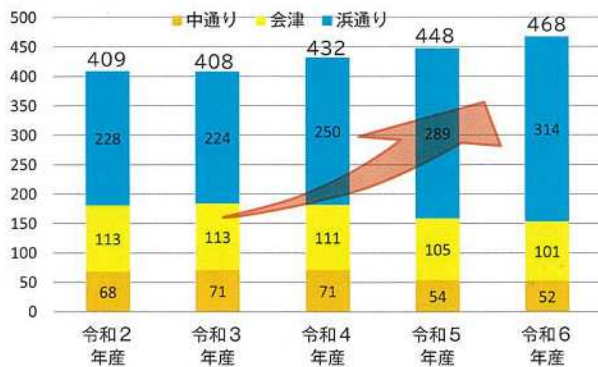
麦・大豆の生産振興について

食料安全保障のリスクが顕在化する中、国産麦・大豆の需要がますます高まっています。各種事業を活用し、作付けを拡大するとともに、排水対策等の基本技術を励行して、収量・品質をアップしましょう。



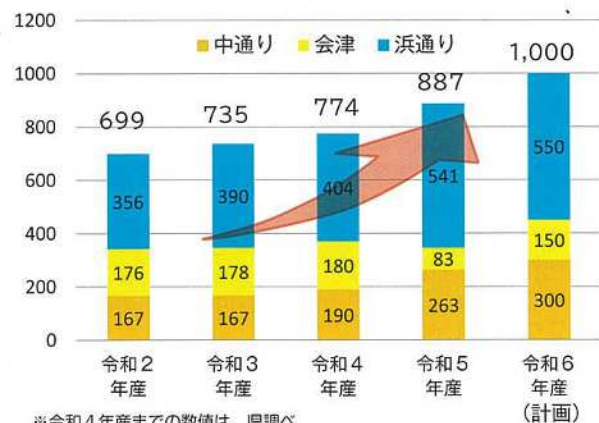
福島県における麦・大豆の作付の推移

●小麦 (ha)



※令和4年産までの各地域面積は、農林水産統計値を参照
※令和5、6年産の面積は、JA全農福島の出荷契約面積から算出

●大豆 (ha)



※令和4年産までの数値は、県調べ
県内で1ha以上作付している団地の水田面積
※令和5年産の面積は、全農福島の出荷契約面積
※令和6年産の計画面積は、各地域の面積推移を参考に作成

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業

●持続的な畑作物生産・供給モデル事業

1 モデルとなる生産条件整備

(1)支援概要

生産性向上に向けた機械等の導入を支援します。

(2)対象作物 麦、大豆、そば

(3)補助率 1/2以内

2 収量・品質確保対策

(1)支援概要

収量・品質向上を図るため営農技術の新規導入を支援します。

(2)対象作物 麦、大豆

(3)補助率 定額
10,000円以内/10a

●作付転換拡大支援事業

(1)支援概要

水田において前年産からの作付拡大(1ha以上)を支援します。

(2)対象作物 麦、大豆、そば

(3)補助率 定額
1ha以上の拡大面積に応じて5,000円以内/10a

5年水張りルールと畑地化

産地交付金等の支援を受けられる水田の要件として、新たに「5年水張りルール」が設定されました。また、令和4年から「畑地化促進事業」が創設され、畑作物の本作化の取組が支援されています。地域の畑作物等について、ブロックローテーションの取組や産地づくりをみんなで考えていきましょう。



● 5年水張りルールとは？

「令和4年以降の5年間に一度も水張りが行われていない農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象としない」という国の方針です。例えば、令和3年に水稻を作付け（水張り）した後、令和4年から令和8年まで一度も水張りをせずに転換作物を作付けした場合、その農地は令和9年には交付金の交付対象から外れてしまいます。

<取組の例>

① 水稻と転換作物とのブロックローテーション、又はたん水管理（1か月以上）※

② 転換作物が固定化している水田は畑地化を検討

※併せて連作障害による収量低下が発生しないことが要件となっています。

○たん水管理の例

月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			たん水により期待される効果
	旬	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
用水確保が可能な期間																																					
麦																																					

● 畑地化促進事業

(1) 畑地化支援

水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の本作化に取り組む場合、取組面積に応じて14万円/10aが支援されます。

(2) 定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の定着等に取り組む場合、取組面積に応じて2万円/10a×5年間（又は5年分一括で10万円/10a）が支援されます。

☆5年間継続して取り組むことが要件です。原則として初年度に畑地化の取組が必要です。



経営所得安定対策に加入しましょう！

① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

● 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件は問いません）

(2) 交付単価

品質と生産量に基づく交付（数量払）を基本に当年産の作付面積に応じた額（面積払）が内金として交付されます。

対象作物（一般）	数量払平均交付単価（令和5年産～令和7年産）	
	消費税課税事業者向け	消費税免税事業者向け
小麦（円/60Kg）	5,930	6,340
六条大麦（円/50Kg）	4,850	5,150
大豆（円/60Kg）	9,430	9,840
そば（円/45Kg）	16,720	17,550
なたね（円/60Kg）	7,710	8,130

※ビール用麦、黒大豆、種子用は対象外。また、農産物検査を受検し、一定以上の格付が必要。（なたね除く）
※令和5年産から消費税の免税事業者と課税事業者で単価が分かれる。

② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

● 米価等が下落した際に収入を補てんする保険的交付金

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件は問いません）

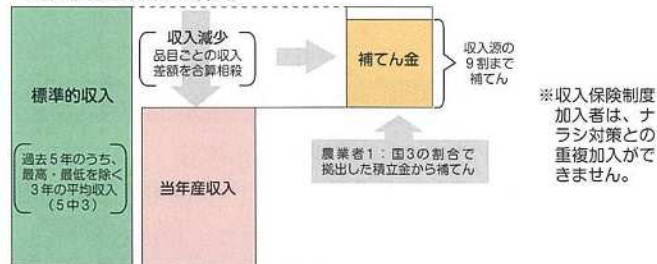
(2) 交付単価

当年産の販売収入額（対象作物の合計）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされます。

(3) 対象作物

米、麦、大豆（ビール用麦・黒大豆・種子用除く）

【都道府県等地域単位で算定】



このパンフレットに関するお問い合わせ：福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局

● 福島県 水田畑作課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL.024-521-7369 FAX.024-521-7942

● JA福島中央会 食農振興部

〒960-0294 福島市飯坂町平野字三枚長1-1
TEL.024-554-3072 FAX.024-552-2786